

令和五年十一月二十八日受領
答弁第五一號

内閣衆質二二二第五一號

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員大石あきこ君提出国家公務員特別職給与を決める第三者機関設置に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員大石あきこ君提出国家公務員特別職給与を決める第三者機関設置に関する質問に対する答

弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、特別職の国家公務員の給与に係る御指摘の「給与法の改定」に当たっては、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、国家公務員制度担当大臣及び内閣官房長官を構成員とする給与関係閣僚会議において協議した上で閣議決定していることから、御指摘の「第三者機関」を「設置」することは考えておらず、また、確認した限りでは、これについて検討したことはないものと承知している。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、給与関係閣僚会議については、適宜の方式により開催し、協議してきたところであり、同会議の議事要旨は、令和五年十一月二十二日現在、令和元年度分から令和五年度分まで、持ち回り方式により開催した会議も含め、内閣官房のウェブサイトにおいて公表しており、現時点でこれらを変更することは考えていない。